

# 第6期島根県分別収集促進計画

平成22年7月制定  
平成24年3月改訂  
平成25年1月改訂

島 根 県

第 6 期  
島根県分別収集促進計画  
(平成 23～27 年度)  
目 次

1. 計画策定の意義 .....	1
2. 基本的方向 .....	1
3. 計画期間 .....	1
4. 対象品目 .....	2
5. 市町村の分別収集計画策定状況 .....	3
(1) 計画策定市町村数 .....	3
(2) 品目別分別収集実施予定市町村数 .....	3
6. 容器包装廃棄物の排出見込み量の年度別合算量(法第 9 条第 2 項第 1 号) .....	4
7. 特定分別基準適合物及び法第 2 条第 6 項に規定する物の年度別収集見込み量 .....	4
(法第 9 条第 2 項第 2 号及び第 3 号)	
8. 分別収集の促進に関する事項(法第 9 条第 2 項第 4 号) .....	5
(1) 分別収集の促進に関する知識や意義の普及啓発 .....	5
(2) 分別収集に関する情報の交換等 .....	5
(3) 分別収集の促進に関する連携 .....	5
9. 計画資料 .....	6
(1) 市町村別分別収集計画策定状況一覧表 .....	6
(2) 各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び 当該排出量見込み量を合算して得られる量[法第 9 条第 2 項第 1 号] .....	7
(3) 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の収集見込み 及び当該見込み量を合算して得られる量(独自処理量含む) [法第 9 条第 2 項第 2 号] .....	8
(4) 各年度において得られる法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の 市町村別の量の収集見込み及び当該見込み量を合算して得られる量 [法第 9 条第 2 項第 3 号] .....	12
関連資料 .....	14
参考資料 .....	20

## 1. 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産、大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性をもたらしましたが、一方で廃棄物排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場の逼迫等の深刻な社会問題を生じさせています。

平成 20 年度における一般廃棄物の排出量は全国で 4,810 万トン、島根県で 24.1 万トンであり、一般廃棄物排出量に占める容器包装廃棄物割合は、重量比で 2～3 割、容積比で 6 割程度とされています。ゴミゼロ型の地域社会を実現し、資源循環型の暮らしへと転換するには、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があります。一般廃棄物の相当の割合を占める容器包装廃棄物についても排出抑制やリサイクルへの取り組みは極めて重要です。

このような状況を背景として、平成 7 年 6 月に「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)」が制定され、平成 9 年 4 月から、消費者が容器包装廃棄物を分別排出し、市町村がこれを分別収集し、製造・利用事業者がその再商品化の義務を負うリサイクルシステムが制度化されました。

本県では、容器包装リサイクル法第 9 条の規定に基づき、平成 8 年度に第 1 期、平成 11 年度に第 2 期、平成 14 年度に第 3 期、平成 17 年度に第 4 期、平成 19 年度に第 5 期の島根県分別収集促進計画を策定し、このシステムを有効に活用した容器包装リサイクル対策の促進を図ってきたところです。

平成 18 年 6 月に容器包装リサイクル法が改正され、すべての関係者の連携を図り、リサイクルより優先されるべき発生抑制、再使用を更に推進し、社会全体のコストを低減することにより、容器包装廃棄物の 3 R の一層の推進を図ることとされました。

本計画は、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルを一層推進するため、第 6 期島根県分別収集促進の計画として、平成 23 年度から 5 年間にわたる県内の容器包装廃棄物の排出量や収集見込み量、分別収集の促進に関する事項について取りまとめたものです。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は以下のとおりです。

- ① 県民、事業者、行政等の全ての関係者の相互協力による容器包装リサイクル対策の促進
- ② 容器包装廃棄物の分別収集の促進と異物除去の徹底等による分別精度の向上
- ③ 容器包装廃棄物の収集体制や処理施設の計画的な整備の促進
- ④ 容器包装廃棄物から再生された再生商品の利用の促進

## 3. 計画期間

本計画の期間は平成 23 年 4 月を始期とする 5 ヶ年計画とし、3 年毎に改定します。

#### 4. 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物は、市町村が容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施する次の10品目です。

対象容器包装廃棄物		表記
(1)主として鋼製の容器包装		スチール
(2)主としてアルミニウム製の容器包装		アルミ
(3)主としてガラス製の容器（ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）	①無色のガラス製の容器	無色ガラス
	②茶色のガラス製の容器	茶色ガラス
	③その他のガラス製の容器	その他ガラス
(4)主として段ボール製の容器包装		段ボール
(5)主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）		紙パック
(6)主として紙製容器包装であって、(4)、(5)に掲げるものを除く。		その他紙
(7) ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ又は主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
(8)主としてプラスチック製の容器包装であって、(7)に掲げるものを除く。		その他プラ
	うち、白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ

※(1)スチール、(2)アルミ、(3)紙パック、(4)段ボールは、有償又は無償で譲渡できるものであり、再商品化の義務が課されていません。

## 5. 市町村の分別収集計画策定状況

### (1) 計画策定市町村数

第6期市町村分別収集計画は8市10町1村の県内全ての市町村において策定されています。

### (2) 品目別分別収集実施予定市町村数

計画期間における各品目の分別収集実施予定市町村数は次のとおりです。

区 分	品 目	実 施 予 定					実績
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H21年度
特定分別基準 適合物	無 色 ガ ラ ス	18	18	18	18	18	18
	茶 色 ガ ラ ス	18	18	18	18	18	18
	そ の 他 ガ ラ ス	18	18	18	18	18	16
	そ の 他 紙	7	7	7	7	7	6
	ペ ッ ト ボ ト ル	19	19	19	19	19	19
	そ の 他 プ ラ (うち白色トレイ)	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)	12 (0)
法第2条第6項 指定物	ス チ ー ル	19	19	19	19	19	21
	ア ル ミ	19	19	19	19	19	21
	段 ボ ー ル	16	16	16	16	16	17
	紙 パ ッ ク	15	15	15	15	15	14

※白色トレイはその他プラのうち別途分別収集するものを再掲しています。

品目別の分別市町村数について、平成21年度と比較するとその他紙、紙パックが増加しています。

## 6. 容器包装廃棄物の排出見込み量の年度別合算量（法第9条第2項第1号）

県内における容器包装廃棄物の排出見込み量の年度別合算量は次のとおりです。

（単位：t）

年 度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
排出見込みの合算量	38,805	38,708	38,621	38,510	38,391

容器包装廃棄物の排出見込み量は、平成23年度の38,805トンから平成27年度の38,391トンと約1.1%の減少が見込まれます。

## 7. 特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する物の年度別収集見込み量（法第9条第2項第2号及び第3号）

県内において排出される容器包装廃棄物のうち、収集される特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは次のとおりです。

（単位：t）

区 分	品 目	見 込 み 量					実績
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H21年度
特定分別基準適合物	無色ガラス	1,703	1,693	1,684	1,674	1,665	1,526
	茶色ガラス	1,731	1,717	1,703	1,702	1,696	1,373
	その他ガラス	1,089	1,086	1,081	1,075	1,072	871
	その他紙	1,054	1,051	1,048	1,044	1,042	898
	ペットボトル	1,092	1,097	1,096	1,096	1,096	934
	その他プラ	4,121	4,226	4,339	4,323	4,302	3,994
	（うち白色トレイ）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	小 計	10,600	10,680	10,761	10,724	10,683	9,596
法第2条第6項指定物	スチール	879	870	866	863	860	912
	アルミ	1,001	996	989	987	985	891
	段ボール	4,727	4,716	4,709	4,700	4,690	3,905
	紙パック	165	166	165	164	164	144
	小 計	6,764	6,740	6,721	6,706	6,691	5,852
収集見込みの合算量		17,364	17,420	17,482	17,430	17,374	15,448

※1. 白色トレイはその他プラのうち別途分別収集するものを再掲しています。

※2. 各項目で小数点以下の四捨五入を行なっているため、それぞれの合計と合算量は整合しません。

※3. 特定分別基準適合物とは、容器包装の区分ごとに定められた分別基準に適合した物をいいます。

※4. 法第2条第6項に規定する物とは、有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要がないものとして定められた、スチール、アルミ、段ボール、紙パックをいいます。

※5. H21年度実績値は速報値です。

特定分別基準適合物等としての収集見込量は、平成23年度の17,364トンから平成27年度の17,374トンと約0.1%の増加が見込まれます。また、平成21年度実績値と平成27年度を比較すると、合算量で約11%増加しており、特に茶色ガラス、その他プラ、段ボールが増加する見込みとなっています。

## 8. 分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルを一層推進するためには、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、お互いに連携・協力することが必要です。

そのため、知識や意義の普及啓発、情報の交換、関係機関や諸計画との連携を進めます。

### (1) 分別収集の促進に関する知識や意義の普及啓発

- 分別収集等の促進のため、各種広報等を活用し、排出抑制やリサイクルに関する情報を広く提供します。
- ごみの減量化・再生利用などに取り組む店舗を「しまねエコショップ」として認定し、これを広く県民に周知することにより、ごみの減量化・リサイクル意識の浸透を図ります。

### (2) 分別収集に関する情報の交換等

- 市町村等において容器包装廃棄物の効率的な分別収集を図るため、容器包装廃棄物に関する情報交換や分別収集及び再商品化等に関する情報提供を積極的に行います。
- 市町村等から廃棄物処理に関する情報を収集し、県内の容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の処理現状を取りまとめて公表します。

### (3) 分別収集の促進に関する連携

- 分別収集を効果的に推進するため、平成22年度に改訂を行った「島根県環境基本計画」、「しまね循環型社会推進計画」等と一体となった施策を推進します。
- 市町村等のごみ処理基本計画策定や資源化施設・ストックヤード等の整備にあたっての支援に努めるとともに、容器包装リサイクル法に基づく指定法人である「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」や「島根県地球温暖化対策協議会」など、必要に応じてその他関係機関等との連絡・連携を図ります。





(2) 各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び当該排出量見込み量を合算して得られる量[法第9条第2項第1号]

(単位：t)

市 町 村	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
松 江 市	10,260	10,242	10,235	10,235	10,240
浜 田 市	5,765	5,761	5,757	5,753	5,749
出 雲 市	10,756	10,736	10,715	10,695	10,675
益 田 市	1,463	1,434	1,420	1,412	1,402
大 田 市	2,844	2,878	2,906	2,888	2,861
安 来 市	1,142	1,129	1,117	1,101	1,087
江 津 市	606	617	617	617	627
雲 南 市	2,334	2,325	2,323	2,319	2,316
奥 出 雲 町	137.07	135.28	133.50	131.72	129.94
飯 南 町	334	329	327	325	321
川 本 町	159	159	156	154	150
美 郷 町	192	190	181	177	173
邑 南 町	453	449	442	441	436
津 和 野 町	354	344	335	328	315
吉 賀 町	237	234	232	230	228
海 士 町	28	28	28	28	28
西 ノ 島 町	81	81	81	81	81
知 夫 村	9.6	9.0	8.4	7.8	7.2
隠 岐 の 島 町	1,650	1,628	1,607	1,586	1,565
上 記 の 合 算 量	38,804.67	38,708.28	38,620.90	38,509.52	38,391.14

(3) 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の収集見込み及び  
当該見込み量を合算して得られる量(独自処理量含む)[法第9条第2項第2号]

①無色ガラス

(単位:t)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
松江市	564.0	559.0	555.0	550.0	546.0	294.0	294.0	355.0	350.0	346.0	270.0	265.0	200.0	200.0	200.0
浜田市	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	159.0	159.0	159.0	159.0	159.0
出雲市	393.0	393.0	392.0	392.0	392.0	154.0	154.0	153.0	153.0	153.0	239.0	239.0	239.0	239.0	239.0
益田市	180.0	176.0	174.0	173.0	172.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	180.0	176.0	174.0	173.0	172.0
大田市	84.0	84.0	83.0	81.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	84.0	84.0	83.0	81.0	80.0
安来市	72.0	71.0	70.0	70.0	69.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	72.0	71.0	70.0	70.0	69.0
江津市	45.0	47.0	47.0	48.0	48.0	45.0	47.0	47.0	48.0	48.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	14.0	13.0	13.0	13.0	13.0	14.0	13.0	13.0	13.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	9.0	9.0	9.0	9.0	8.0	9.0	9.0	9.0	9.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	12.0	12.0	12.0	11.0	11.0	12.0	12.0	12.0	11.0	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑南町	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	22.0	21.0	21.0	20.0	19.0	22.0	21.0	21.0	20.0	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吉賀町	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西ノ島町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	20.0	20.0	20.0	19.0	19.0	20.0	20.0	20.0	19.0	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	1,703.4	1,693.3	1,684.2	1,674.1	1,665.0	698.4	698.3	758.2	751.1	745.0	1,005.0	995.0	926.0	923.0	920.0

②茶色ガラス

(単位:t)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
松江市	534.0	529.0	524.0	525.0	525.0	224.0	224.0	224.0	225.0	225.0	310.0	305.0	300.0	300.0	300.0
浜田市	219.0	219.0	219.0	218.0	218.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	219.0	219.0	219.0	218.0	218.0
出雲市	328.0	328.0	327.0	327.0	327.0	244.0	244.0	243.0	243.0	243.0	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0
益田市	180.0	176.0	174.0	173.0	172.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	180.0	176.0	174.0	173.0	172.0
大田市	89.0	89.0	87.0	86.0	85.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.0	89.0	87.0	86.0	85.0
安来市	72.0	71.0	70.0	70.0	69.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	72.0	71.0	70.0	70.0	69.0
江津市	50.0	51.0	51.0	53.0	53.0	50.0	51.0	51.0	53.0	53.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	82.0	81.0	81.0	82.0	82.0	82.0	81.0	81.0	82.0	82.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	18.0	17.0	17.0	16.0	16.0	18.0	17.0	17.0	16.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	15.0	15.0	14.0	15.0	14.0	15.0	15.0	14.0	15.0	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑南町	35.0	35.0	34.0	34.0	34.0	35.0	35.0	34.0	34.0	34.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	21.0	20.0	20.0	19.0	19.0	21.0	20.0	20.0	19.0	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吉賀町	40.0	39.0	39.0	39.0	38.0	40.0	39.0	39.0	39.0	38.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西ノ島町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	23.0	22.0	21.0	21.0	20.0	23.0	22.0	21.0	21.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	1,731.1	1,717.0	1,702.9	1,701.8	1,695.7	776.1	772.0	767.9	769.8	766.7	955.0	945.0	935.0	932.0	929.0

### ③その他ガラス

(単位:t)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	松江市	231.0	231.0	231.0	231.0	231.0	219.0	219.0	219.0	219.0	219.0	12.0	12.0	12.0	12.0
浜田市	118.0	118.0	117.0	117.0	117.0	93.0	93.0	92.0	92.0	92.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
出雲市	437.0	437.0	436.0	436.0	436.0	377.0	377.0	376.0	376.0	376.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
益田市	90.0	88.0	87.0	86.0	85.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0	88.0	87.0	86.0	85.0
大田市	18.0	18.0	18.0	18.0	17.0	18.0	18.0	18.0	18.0	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安来市	96.0	96.0	95.0	92.0	91.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	96.0	96.0	95.0	92.0	91.0
江津市	20.0	21.0	21.0	21.0	21.0	20.0	21.0	21.0	21.0	21.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	29.0	27.0	27.0	27.0	27.0	29.0	27.0	27.0	27.0	27.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島南町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吉賀町	9.0	9.0	9.0	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	8.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西ノ島町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	1,089.2	1,086.1	1,081.0	1,074.9	1,071.8	805.2	804.1	801.0	798.9	797.8	284.0	282.0	280.0	276.0	274.0

### ④その他紙

(単位:t)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	松江市	682.0	682.0	682.0	683.0	683.0	404.0	404.0	404.0	405.0	405.0	278.0	278.0	278.0	278.0
浜田市	157.0	157.0	157.0	156.0	156.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	157.0	157.0	157.0	156.0	156.0
出雲市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
益田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安来市	172.0	170.0	168.0	166.0	164.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	172.0	170.0	168.0	166.0	164.0
江津市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	10.0	10.0	10.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0	9.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島南町	24.0	23.0	23.0	22.0	22.0	24.0	23.0	23.0	22.0	22.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
吉賀町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西ノ島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	1,053.5	1,050.5	1,047.5	1,043.5	1,041.5	446.0	445.0	444.0	443.0	443.0	607.5	605.5	603.5	600.5	598.5

⑤ ペットボトル

(単位:t)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	松江市	413.0	422.0	426.0	429.0	434.0	353.0	362.0	366.0	369.0	374.0	60.0	60.0	60.0	60.0
浜田市	129.0	129.0	129.0	129.0	128.0	129.0	129.0	129.0	129.0	128.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出雲市	185.0	184.0	184.0	183.0	183.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	185.0	184.0	184.0	183.0	183.0
益田市	128.0	126.0	125.0	124.0	123.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	128.0	126.0	125.0	124.0	123.0
大田市	50.0	50.0	49.0	49.0	48.0	45.0	45.0	44.0	44.0	43.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
安来市	51.0	50.0	50.0	49.0	49.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	51.0	50.0	50.0	49.0	49.0
江津市	37.0	38.0	38.0	38.0	38.0	37.0	38.0	38.0	38.0	38.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
奥出雲町	25.1	24.8	24.5	24.2	23.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.1	24.8	24.5	24.2	23.8
飯南町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
川本町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	8.0	7.0	7.0	7.0	7.0	8.0	7.0	7.0	7.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島南町	15.0	15.0	15.0	15.0	14.0	15.0	15.0	15.0	15.0	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	10.0	10.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	9.0	9.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吉賀町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西ノ島町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	15.0	15.0	14.0	14.0	14.0	15.0	15.0	14.0	14.0	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	1,092.0	1,096.6	1,096.2	1,095.8	1,096.3	631.9	640.8	641.7	644.6	646.5	460.1	455.8	454.5	451.2	449.8

⑥ その他プラ

(単位:t)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	松江市	1,792.0	1,778.0	1,778.0	1,778.0	1,779.0	1,738.0	1,724.0	1,724.0	1,724.0	1,725.0	54.0	54.0	54.0	54.0
浜田市	717.0	716.0	715.0	715.0	715.0	717.0	716.0	715.0	715.0	715.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出雲市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
益田市	565.0	554.0	547.0	544.0	539.0	553.0	542.0	537.0	532.0	527.0	12.0	12.0	10.0	12.0	12.0
大田市	153.0	292.0	427.0	423.0	416.0	153.0	292.0	427.0	423.0	416.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安来市	446.0	441.0	436.0	430.0	424.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	446.0	441.0	436.0	430.0	424.0
江津市	115.0	116.0	116.0	116.0	116.0	115.0	116.0	116.0	116.0	116.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	42.0	42.0	39.0	39.0	39.0	42.0	42.0	39.0	39.0	39.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島南町	79.0	79.0	76.0	76.0	76.0	79.0	79.0	76.0	76.0	76.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	104.0	101.0	99.0	96.0	93.0	104.0	101.0	99.0	96.0	93.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吉賀町	79.0	78.0	77.0	77.0	76.0	79.0	78.0	77.0	77.0	76.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西ノ島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	4,121.0	4,226.0	4,339.0	4,323.0	4,302.0	3,609.0	3,719.0	3,839.0	3,827.0	3,812.0	512.0	507.0	500.0	496.0	490.0



- (4) 各年度において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の市町村別の量の収集見込み及び当該見込み量を合算して得られる量[法第9条第2項第3号]

① スチール

(単位:t)

市町村名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
松江市	166.0	163.0	161.0	161.0	162.0
浜田市	134.0	134.0	134.0	134.0	134.0
出雲市	268.0	267.0	267.0	266.0	265.0
益田市	71.0	70.0	70.0	70.0	70.0
大田市	30.0	30.0	29.0	29.0	29.0
安来市	23.0	22.0	22.0	22.0	22.0
江津市	15.0	14.0	14.0	14.0	14.0
雲南市	44.0	43.0	43.0	43.0	43.0
奥出雲町	30.3	30.0	29.6	29.2	28.8
飯南町	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
川本町	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0
美郷町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
邑南町	15.0	15.0	15.0	15.0	14.0
津和野町	29.0	28.0	28.0	27.0	26.0
吉賀町	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
海士町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
西ノ島町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
知夫村	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7
隠岐の島町	10.0	10.0	9.0	9.0	9.0
全市町村合計	879.4	870.0	865.5	863.0	859.5

② アルミ

(単位:t)

市町村名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
松江市	330.0	330.0	330.0	330.0	331.0
浜田市	118.0	118.0	118.0	118.0	118.0
出雲市	232.0	232.0	230.0	230.0	230.0
益田市	47.0	46.0	46.0	46.0	46.0
大田市	42.0	42.0	39.0	39.0	39.0
安来市	34.0	34.0	34.0	33.0	32.0
江津市	40.0	38.0	38.0	38.0	38.0
雲南市	40.0	40.0	40.0	41.0	41.0
奥出雲町	22.8	22.5	22.2	21.9	21.6
飯南町	9.0	8.0	8.0	7.0	7.0
川本町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
美郷町	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0
邑南町	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
津和野町	15.0	15.0	14.0	14.0	14.0
吉賀町	12.0	12.0	12.0	11.0	11.0
海士町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
西ノ島町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
知夫村	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5
隠岐の島町	20.0	20.0	20.0	20.0	19.0
全市町村合計	1,000.7	996.3	988.9	986.5	985.1

### ③段ボール

(単位:t)

市町村名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
松江市	1,257.0	1,257.0	1,257.0	1,257.0	1,258.0
浜田市	416.0	415.0	415.0	415.0	414.0
出雲市	1,760.0	1,759.0	1,760.0	1,759.0	1,758.0
益田市	148.0	145.0	144.0	143.0	142.0
大田市	140.0	142.0	144.0	146.0	148.0
安来市	169.0	167.0	165.0	163.0	161.0
江津市	150.0	151.0	151.0	151.0	151.0
雲南市	249.0	248.0	248.0	247.0	246.0
奥出雲町	57.1	56.3	55.6	54.9	54.1
飯南町	41.0	40.0	40.0	40.0	39.0
川本町	38.0	38.0	37.0	36.0	35.0
美郷町	52.0	51.0	49.0	48.0	46.0
邑南町	119.0	118.0	117.0	117.0	116.0
津和野町	41.0	40.0	39.0	37.0	36.0
吉賀町	30.0	30.0	29.0	29.0	29.0
海士町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西ノ島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	60.0	59.0	58.0	57.0	57.0
全市町村合計	4,727.1	4,716.3	4,708.6	4,699.9	4,690.1

### ④紙パック

(単位:t)

市町村名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
松江市	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0
浜田市	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
出雲市	49.0	49.0	49.0	49.0	49.0
益田市	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0
大田市	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
安来市	7.0	7.0	7.0	6.0	6.0
江津市	7.0	8.0	8.0	8.0	8.0
雲南市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
奥出雲町	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6
飯南町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
川本町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
美郷町	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0
邑南町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
津和野町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
吉賀町	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
海士町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西ノ島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	164.8	165.8	164.8	163.8	163.7

## 関 連 資 料

1. 島根県のごみ処理の現状（平成 20 年度） .....	14
1. 1 排出状況 .....	14
1. 2 処理状況 .....	14
1. 3 処理体制 .....	17
1. 4 処理経費 .....	18
2. 島根県の環境に関する計画 .....	19





# 1. 島根県のごみ処理の現状（平成20年度）

引用資料）一般廃棄物実態調査結果（環境省）、一般廃棄物処理の現況（島根県）

## 1. 1 排出状況

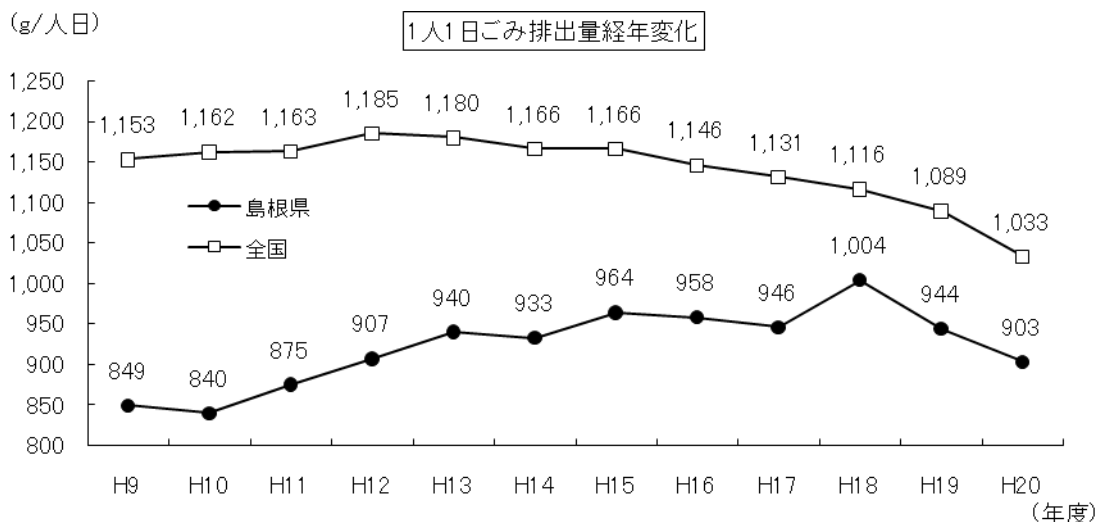
- ・総排出量：241,355t(対前年度比約5.6%減)
- ・県民1人1日当たりのごみ排出量：903g/人/日（対前年度比約4.3%減）

（単位：g/人/日）

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
島根県	964	958	946	1,004	944	903
全 国	1,166	1,146	1,131	1,116	1,089	1,033

※平成17年度一般廃棄物処理事業実態調査結果より環境省は「ごみ総排出量」の定義を修正しているため、島根県でも同様に整理した。

総排出量＝収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量



※県民1人1日当たり排出量 = 総排出量/総県内人口/365日又は366日  
 総排出量＝収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量

### 1人1日当たりのごみ排出量の推移

## 1. 2 処理状況

### (1) 分別区分

- ・5分別：6市町
- ・4分別：9市町村
- ・3分別：6町

分別区分	市町村数
可燃・不燃・粗大・資源・その他	2市4町
可燃・不燃・粗大・資源	5市2町1村
可燃・不燃・資源・その他	1市
可燃・不燃・資源	4町
可燃・粗大・資源	2町

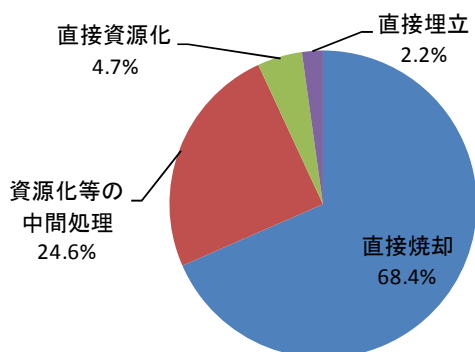
※分別区分及び市町村数は平成20年度島根県一般廃棄物実態調査報告書作成時のものである。

### 分別区分

(2) 処理内訳

ごみ処理量：239,034t

- ・直接焼却量：163,595t
- ・資源化等の中間処理量：58,917t
- ・直接資源化量：11,231t
- ・直接埋立量：5,291t



処理内訳

(3) 資源化

- ・資源化量：50,218t (対前年度比約 9%減)
- ・集団回収：2,445t (対前年度比約 2.6%増)

(t/年)

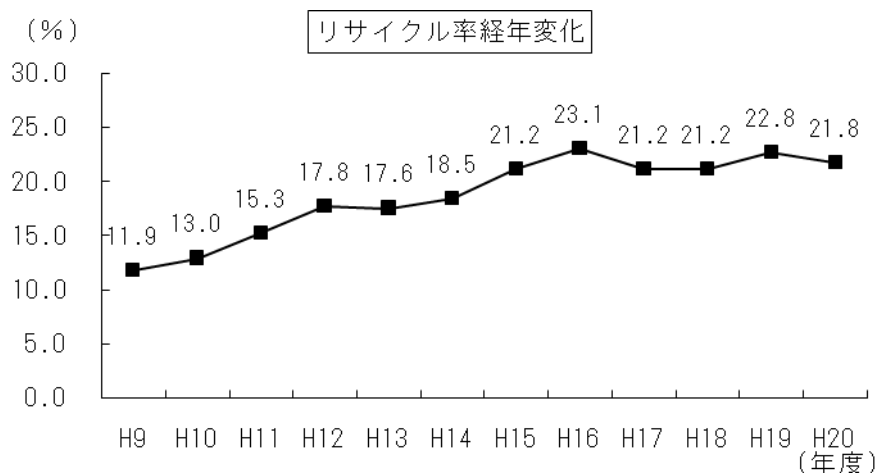
	紙類	紙パック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	PET	白色トレイ	プラ類	布類	肥料	溶融スラック	固形燃料	廃食用油	その他	合計
直接資源化	8,521	37	137	106	536	362	0	504	370	0	0	0	3	655	11,231
施設回収	17,463	50	714	6,356	3,472	692	479	3,076	657	4	805	3,678	55	1,486	38,987
集団回収	2,186	43	0	105	71	0	0	0	40	0	0	0	0	0	2,445
計	28,170	130	851	6,567	4,079	1,054	479	3,580	1,067	4	805	3,678	58	2,141	52,663

資源化量

- ・リサイクル率：21.8%

(単位：%)

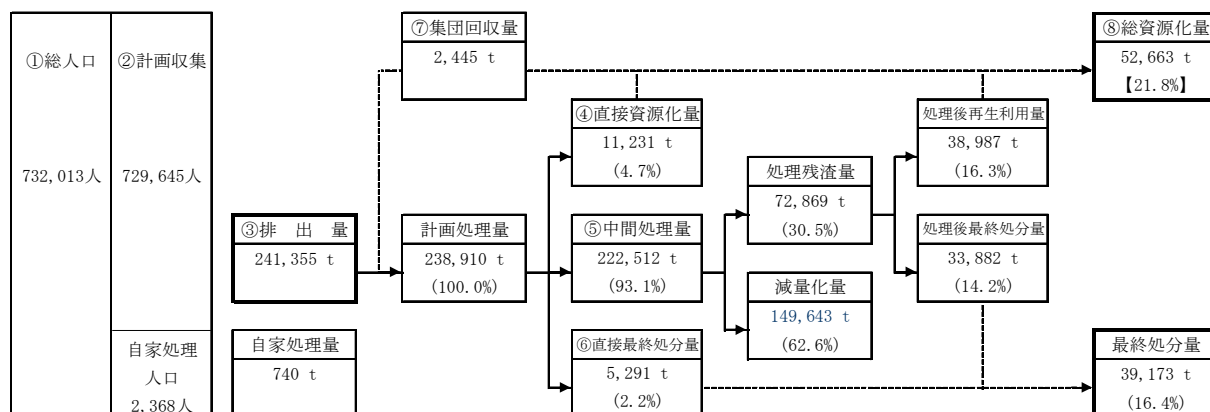
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	全国(H20)
資源化率	21.2	23.1	21.2	21.2	22.8	21.8	20.3



※リサイクル率(%) = (資源化量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

リサイクル率

(4) ごみ処理フロー (まとめ)



※1 計量誤差等により、「計画処理量」とごみの総処理量(=中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)は一致しない。

※2 計画処理量：収集ごみ量 195,999 t + 直接搬入量 42,911 t

<p>集団回収 2,445t</p> <p>紙類 2,186t 紙パック 43t 金属 105t ガラス類 71t 布類 40t</p>	<p>計画収集率 ②/①= 99.7 %</p> <p>ごみ総排出量 ③= 661.2 t/日 (241,355t/年)</p> <p>ごみの総処理量 ④+⑤+⑥= 654.9 t/日 (239,034t/年) ... A</p> <p>1人1日当たりごみ総排出量 ③/①= 903 g/人・日</p> <p>リサイクル率 ⑧/(A+⑦)= 21.8 %</p> <p>焼却施設 12 施設 796.06 t/日 (RDF化施設を含む)</p> <p>” 1 施設 52 t/日 (H19.4.25休止)</p> <p>最終処分場 33 施設 (埋立中)</p> <p>” 6 施設 (埋立終了)</p>
--	--

ごみ処理フロー (まとめ)

### 1. 3 処理体制

- ・可燃ごみ：広域 8 市町村 単独 8 市町村 委託 4 市町村 広域又は委託 1 市町村
- ・不燃ごみ：広域 7 市町村 単独 14 市町村

市町村	可燃ごみ処理体制	不燃ごみ処理体制
安来市	単独処理	
東出雲町	委託処理	単独処理
松江市	単独処理	
奥出雲町	単独処理	
雲南市	雲南市・飯南町事務組合	
飯南町	(中間処理後) 委託出雲市へ	
斐川町	委託処理	単独処理
出雲市	単独処理	単独処理
大田市	(中間処理後) 委託出雲市へ	単独処理
川本町	邑智郡総合事務組合	
美郷町		
邑南町		
江津市	浜田地区広域行政組合	単独処理
浜田市		単独処理
益田市	益田地区広域 市町村圏事務組合	単独処理
津和野町		鹿足郡不燃物 処理組合
吉賀町		
隠岐の島町	単独処理	
西ノ島町	単独処理	
海士町	単独処理	
知夫村	単独処理	

市町村数

広域処理	8	7
単独処理	8	14
委託処理	4	—
委託等併用	1	—
合計	21	21

※委託等併用とは、1自治体にて広域処理と委託処理の2つの処理体制があることを示す。

### ごみ処理体制(平成22年4月1日現在)

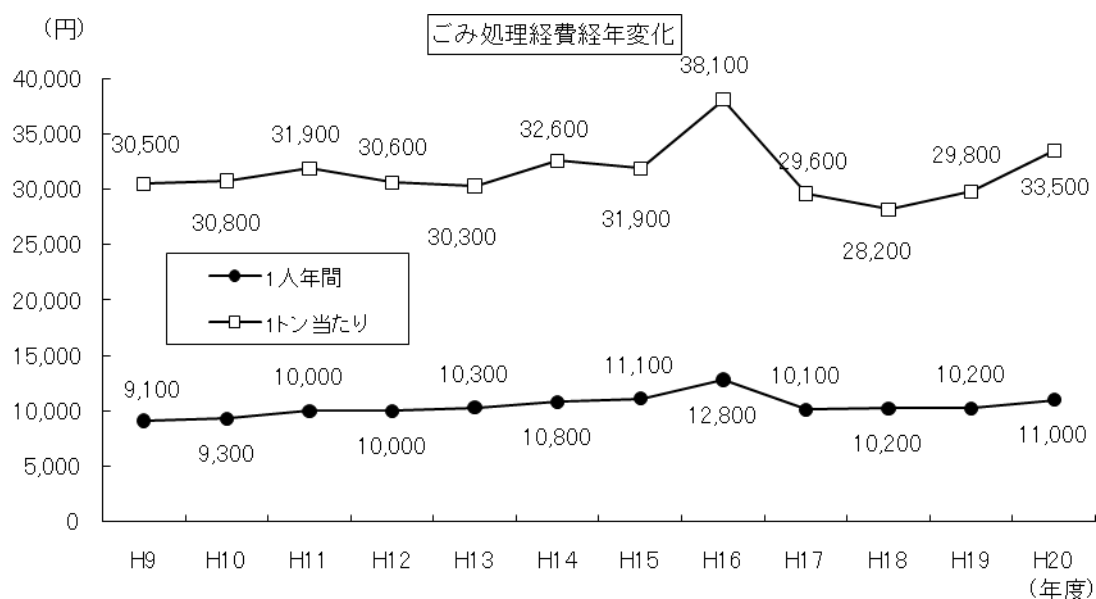
## 1. 4 処理経費

- ・年間ごみ処理経費（建設改良費とその他経費除く）：約 80 億 2 千万円/年
- ・県民 1 人当たりの年間ごみ処理経費：約 1 万円 1 千円/人・年
- ・ごみ 1 t 当たりのごみ処理経費：約 3 万円 4 千円/t

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
ごみ処理経費（千円/年）	8,447,834	9,642,903	7,568,627	7,609,276	7,556,228	8,016,752
県民 1 人当たりごみ処理経費（円/人・年）	11,100	12,800	10,100	10,200	10,200	11,000
ごみ 1 t 当たりごみ処理経費（円/t）	31,900	38,100	29,600	28,200	29,800	33,500

※1 県民 1 人当たりごみ処理経費＝ごみ処理経費（建設改良費とその他経費除く）/総県内人口

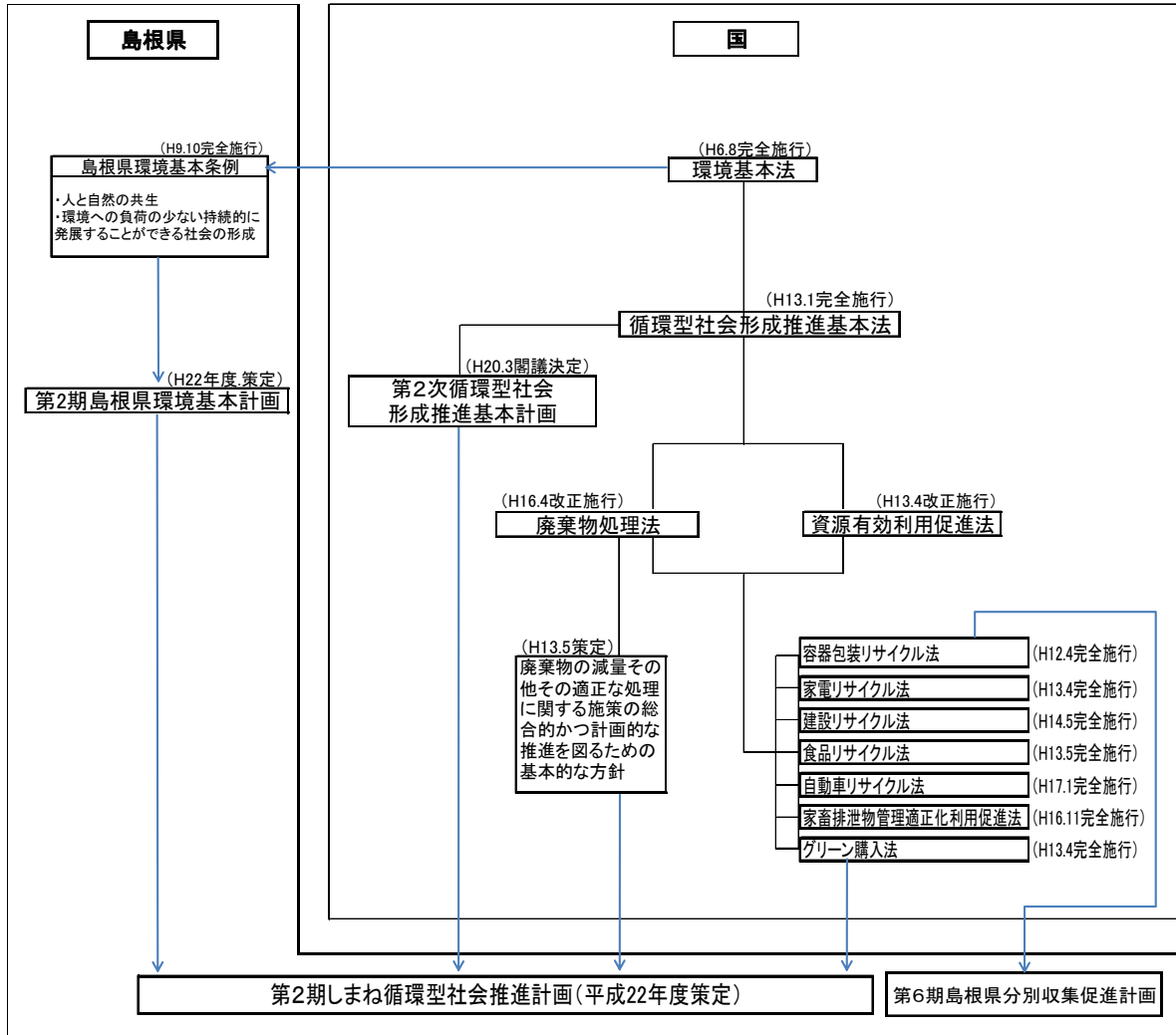
※2 ごみ 1 t 当たりごみ処理経費＝ごみ処理経費（建設改良費とその他経費除く）/ごみ処理量



### ごみ処理経費

## 2. 島根県の環境に関する計画

- ・ 第2期島根県環境基本計画：平成22年度策定(計画期間平成23年～平成32年度)
- ・ 第2期しまね循環型社会推進計画：平成22年度策定(計画期間平成23年～平成27年度)
- ・ 第6期島根県分別収集促進計画：平成22年度策定(計画期間平成23年～平成27年度)







## 参 考 資 料

1. 容器包装リサイクル法 .....	20
1. 1 概要.....	20
1. 2 各主体の役割.....	21
1. 3 対象となる容器包装.....	22
1. 4 容器包装リサイクル法の改正.....	24
2. 指定法人（日本容器包装リサイクル協会） .....	25
3. 再商品化計画 .....	26
3. 1 再商品化義務履行の方法.....	26
3. 2 市町村の再商品化経費の負担.....	27
3. 3 再商品化の手法.....	30
4. 容器包装廃棄物の分別基準の概要 .....	31
5. 用語解説 .....	32
6. リサイクルマークの豆知識 .....	33
7. 容器包装リサイクル関係団体一覧 .....	35



## 1. 容器包装リサイクル法

### 1. 1 概要

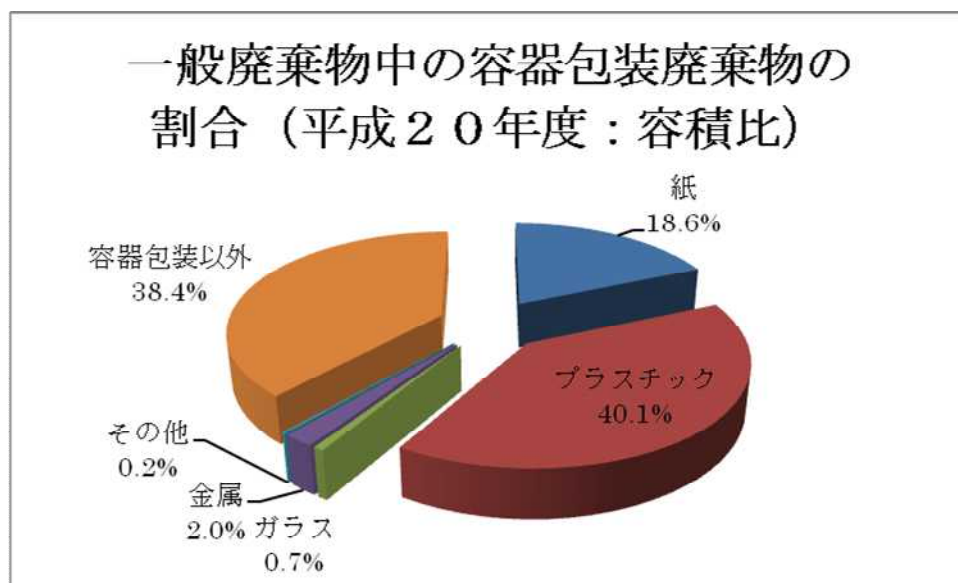
一般廃棄物のうち約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用するとともに、ごみの減量化を図るため、平成7年「容器包装リサイクル法」（正式名称＝容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）が制定された。般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築するこの制度は、平成9年（1997年）に一部施行され、平成12年（2000年）に完全施行となった。

また、法施行後約10年が経過したこの容器包装リサイクル制度の課題を解決するため、平成18年（2006年）に、改正容器包装リサイクル法が成立し、平成19年（2007年）4月から施行されている。

#### 【容器包装リサイクル法の沿革】

平成7年	容器包装リサイクル法 制定
平成9年	容器包装リサイクル法 一部施行（びん、缶、ペットボトルなど）
平成12年	完全施行（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、）
平成18年6月	改正容器包装リサイクル法 成立
平成18年12月	改正容器包装リサイクル法 一部施行（罰則強化、基本方針改正など）
平成19年4月	改正容器包装リサイクル法 本施行（容器包装廃棄物の排出抑制（リデュース）など）
平成20年4月	改正容器包装リサイクル法 完全施行（事業者から市町村に資金を拠出する仕組みなど）

資料：環境省



資料：環境省

## 1. 2 各主体の役割

容器包装リサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）は再商品化するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことである。

### 【消費者の役割：分別排出】

消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められている。そうすることで、リサイクル（再商品化）しやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られる。

このように、消費者は、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準にしたがって徹底した分別排出に努めるとともに、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることが求められている。

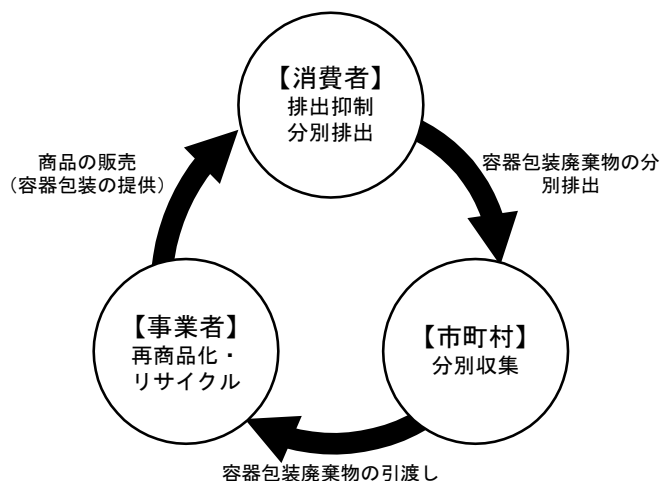
### 【市町村の役割：分別収集】

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化を行う事業者に引き渡す。また、容器包装廃棄物の分別収集に関する5ヵ年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出の徹底を進めるほか、事業者・市民との連携により、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担う役割。

### 【事業者の役割：リサイクル】

事業者はその事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、再商品化（リサイクル）を行う義務を負っている。また、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要がある。

資料：環境省



容器包装リサイクル法に基づく役割分担

資料：環境省

### 1. 3 対象となる容器包装

#### 【容器包装の定義】

容器包装リサイクル法でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものである（法第2条第1項参照）。なお、「容器包装」は「特定容器」と「特定包装」に2分される。

「特定容器」：容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定められたもの

「特定包装」：容器包装のうち、特定容器以外のもの

容器包装リサイクル法上の「容器包装」に該当すると、基本的には、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクル（再商品化）を行う対象となる。

#### 【容器包装の4つの判断基準】

- (1) 容器または包装であるもの
- (2) 商品を入れているものや商品を包んでいるもの
- (3) 中身の商品と分離した場合に不要となるもの
- (4) 社会通念上、容器包装であると概ね判断可能なもの

このうち(1)から(3)までについては法律上の定義から直接導かれるもの、(4)については広範囲に及ぶ本法の関係者が、当該物が「容器包装」であることを容易に判断できることが求められることから、容器包装であるか否かは基本的に社会の通念に沿って判断されるべきとの考え方に基づく。

なお社会通念によっても、容器包装であるか否かが不分明であり、一律に整理することの困難なケース（中仕切り、台紙、緩衝材等）については、容器包装と位置付けられなかった他のものとの関係で不公平が生じないか、法目的の一つであるごみの減量や制度の円滑な運用を図る上で不都合が無いかなどの観点を考慮して主務省が判断の基準を示す。

資料：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

対象容器包装廃棄物		
(1)主として鋼製の容器包装		スチール缶
(2)主としてアルミニウム製の容器包装		アルミ缶
(3)主としてガラス製の容器（ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）	①無色のガラス製の容器	無色ガラスびん
	②茶色のガラス製の容器	茶色ガラスびん
	③その他のガラス製の容器	その他の色ガラスびん
(4)主として段ボール製の容器包装		段ボール製容器
(5)主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）		紙パック
(6)主として紙製容器包装であって、(4)、(5)に掲げるものを除く。		紙製容器包装
(7)ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ又は主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
(8)主としてプラスチック製の容器包装であって、(7)に掲げるものを除く。		プラスチック製容器包装
	うち、白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ

※(1)スチール缶、(2)アルミ缶、(3)紙パック、(4)段ボール製容器は、有償又は無償で譲渡できるものであり、再商品化の義務が課されていません。

【容器包装に該当するか否かの具体的な判断の目安】

判断の基準		対象	具体例等	
容器や包装か	容器でも包装でもないもの(物を入れても包んでいないもの)	×	○ラベル、ステッカー、シール、テープ類 ○飲料パックのストロー ○弁当のスプーン、割り箸、お手拭	
	商品の付属品(商品の一部と解される)の容器や包装	○	○飲料パックのストローの袋 ○弁当のスプーンの袋、割り箸の袋、お手拭きの袋	
商品の容器や包装か	商品以外の物に付された容器包装	×	○ビール券や商品券等の袋又は箱	
	役務の提供に伴う容器包装	×	○クリーニングの袋、宅急便の容器や包装	
中身の商品と分離した場合に不要になるものか	通常の使用において中身の商品と分離して不要とはならないもの	持ち運びに支障を来たすもの	×	○楽器、カメラ、コンパクトディスク等のケース ○複数冊のポケット式アルバムを入れるケース
		保管時の安全や品質保持等に支障を来たすもの	×	○書籍の外カバー ○着物ケース ○ネックレス等の貴金属の保管用ケース
		商品そのものの一部であるもの	×	○紅茶等のティーバック ○薬用酒等に添付されている計量カップ
	通常の使用において中身の商品と分離して不要となるもの	○	○靴の空箱 ○家電製品等の空箱	
	商品が消費された場合に不要となるもの	○	○ポケットティッシュの個袋 ○飲料、納豆、プリン等のマルチパック	
	容器の栓、ふた、キャップ等	○	○ペットボトルのキャップ、贈答用紙箱の上ぶた	
社会通念上、容器包装であると概ね判断可能か	中仕切り、台紙等は、その使われ方がさまざまであり、使用形態により、個別具体的に判断	○	○商品の保護又は固定のために使用されていると考えられるもの 例：贈答用箱中の台紙、中仕切り	
		○	○ふた、トレイに準ずる容器包装 例：バター等の表面を覆った紙製フィルム	
		×	○容器包装と物理的に分離されて使用されており、必ずしも当該容器と一体となって物を入れ、又は包んでいると考えにくいもの 例：にぎり寿司の緑色のプラスチックフィルム製中仕切り	
	発泡スチロール製及び紙製の緩衝材等は、使用形態により個別具体的に判断	○	○商品を保護又は固定するために加工されているもの	
		○	○立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一体として使用され、容器の形状を構成しているもの	
		×	○比較的小型のものが、多数段ボール箱等に詰められることにより、商品との空間を埋めているもの	
		○	○シート状の柔らかいものについては、商品を包んでいると解されるもの	
		○	○果実等に用いられるネット状のもの	

○：対象となるもの、×：対象とならないもの

資料：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 1. 4 容器包装リサイクル法の改正

平成 16 年からの約 1 年半にも及ぶ中央環境審議会等による審議、答申を踏まえ、平成 18 年 6 月に改正容器包装リサイクル法が成立・公布された。

### (1) 旧法の問題点・課題

#### 1) 家庭から捨てられる一般廃棄物の排出量の抑制

家庭から捨てられる一般廃棄物の排出量は横ばいとなっている。また、家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合も変わらず大きなものとなっている。

→リサイクルのみならず容器包装廃棄物の排出の抑制を推進することが必要

#### 2) 容器包装リサイクルに関する社会的コストの増加

容器包装廃棄物の分別収集・選別保管に伴い市町村の負担が増加している。

・市町村による分別回収・選別保管コスト：約 3000 億円

・ごみ処理量の減少による焼却・埋立て費用の削減分を差し引いた

容器包装リサイクル法施行後の純増分：約 380 億円（環境省による平成 15 年度の推計）

また、特定事業者の支払う再商品化委託費も年々増加している。

→分別収集・再商品化の効率化・合理化を推進し、社会的費用を抑制することが必要

#### 3) ただ乗り事業者の存在

再商品化義務が課せられているにもかかわらず義務を果たさない、いわゆる「ただ乗り事業者」が未だ一定数存在しており、事業者間の不公平が発生している。

→事業者間の公平性を確保することが必要

#### 4) 使用済ペットボトルの海外流出

住民と市町村の努力により集められたペットボトルの一部が海外に輸出されており、国内での再商品化の実施に支障が生じるおそれがある。

→国内における円滑な再商品化を進めることが必要

資料：環境省

### (2) 主な改定内容

#### ～見直しの基本的方向～

- ・容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
- ・国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

容器包装廃棄物の排出抑制  
（レジ袋対策等）

質の高い分別収集・  
再商品化の促進

事業者間の公平性の確保

容器包装廃棄物の  
円滑な再商品化

1. 消費者の意識向上・事業者との連携の促進

2. 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

3. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

4. ただ乗り事業者に対する罰則の強化

5. 円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

資料：環境省

## 2. 指定法人（日本容器包装リサイクル協会）

指定法人は、再商品化義務を負う特定事業者からの委託により、特定事業者に代わって容器包装廃棄物の再商品化を行う法人である。

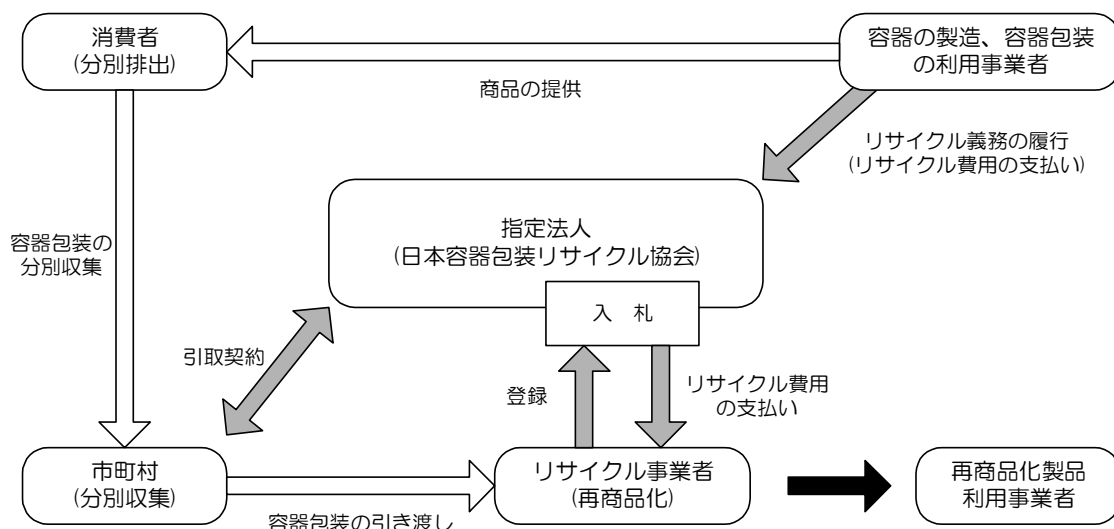
具体的には、指定法人に登録をした再商品化事業者のうち、指定法人が行う入札で落札した事業者が再商品化を行うことになる。

※容器包装のリサイクルをスムーズかつ的確に進めるため、容器包装リサイクル法に基づき「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」が「指定法人」として設置されている。

容器包装リサイクル法では、特定事業者（特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者）に再商品化義務が課されている。具体的には、特定事業者が製造等・利用した容器包装（ガラスびん、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の種類ごとに、全国の分別収集見込量と再商品化見込量を踏まえて定められた再商品化義務総量のうち、当該特定事業者の容器包装の排出見込量等を踏まえて算定される再商品化義務量の再商品化をすることとしている（容器包装リサイクル法第11条～第13条）。

特定事業者は、再商品化義務を履行するため、主務大臣から再商品化の認定を受けて再商品化をすることになる（容器包装リサイクル法第15条）が、多くの特定事業者は再商品化の認定を受けて再商品化をすることは困難であると考えられることから、指定法人に委託して再商品化義務を履行することを可能にしている。すなわち、指定法人と再商品化契約を締結し、当該契約に基づく自らの債務を履行したときは、その委託した量について再商品化をしたものをみなされる（容器包装リサイクル法第14条）。

なお、製造等・利用した容器包装を自ら又は他の者に委託して一定の回収率を達成することができる場合は、主務大臣から自主回収の認定を受けることができ（容器包装リサイクル法第18条）、認定を受けた容器包装に係る再商品化義務は免除される。



容器包装リサイクル法のスキーム(指定法人ルート)

資料：環境省

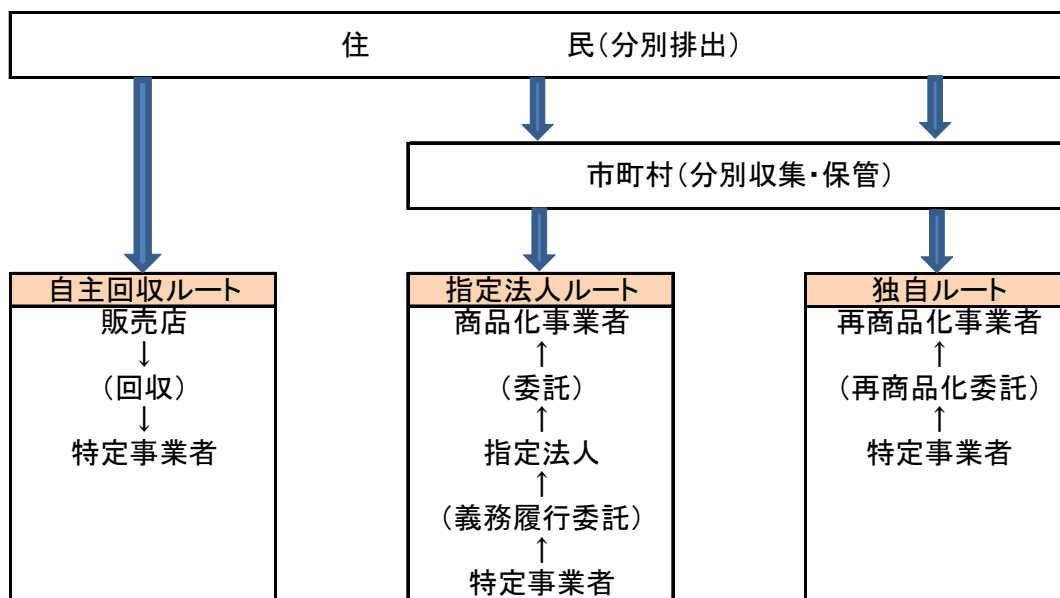


### 3. 再商品化計画

#### 3. 1 再商品化義務履行の方法

再商品化義務の対象となる容器包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）を利用して、または容器を製造・輸入している特定事業者には、消費者が分別排出し、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を再商品化する義務が生じる。

再商品化の義務を果たすには、以下の3通りの方法があり、いずれか選ぶことができる。



消費者、市町村、事業者の協働による3つの再商品化ルート

資料：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

#### (1) 自主回収：特定事業者が自ら、または委託により回収（第18条）

一定の回収率（おおむね90%）に達するものとして、主務大臣の認定を受けた回収方法により回収される「容器」「包装」は、再商品化義務が免除されます（例：リターナブルのビールびんや牛乳びんなど）。認定を受けた事業者は、認定に係る回収の実施状況について主務大臣への報告しなければなりません。

#### (2) 指定法人への委託（指定法人ルート）：「指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）」に再商品化を委託（第14条）

指定法人に契約に基づいた委託料金を支払い、再商品化を代行してもらうことで、再商品化義務を履行したものとみなされます。

#### (3) 認定を受けて行う再商品化（独自ルート）：ルート全体を主務大臣が認定（第15条）

一定の基準を満たし、主務大臣の認定を受けた特定事業者は、自らまたは直接再商品化事業者に委託して、再商品化を実施できます。

### 3. 2 市町村の再商品化経費の負担

下記の小規模事業者は、容器包装リサイクル法の対象外となるため、収集見込み量の全量を指定法人に引き取り申し込みをした場合、市町村に再商品化経費の負担が生じる。

#### 適用対象外の小規模事業者

会社・個人・組合等		民法第34条に規定する 法人、学校法人等
製造業等	卸・小売・サービス業	
① 20人以下 かつ ② 2億4千万円 以下	① 5人以下 かつ ② 7千万円 以下	① 20人以下 かつ ① 2億4千万円 以下

①常時使用する従業員の数 ②すべての事業の売上高の総額

#### 分別収集量に占める平成22年度市町村負担割合

特定分別基準適合物	市町村の負担割合	特定事業者の負担割合
無色ガラス	7%	93%
茶色ガラス	22%	78%
その他のガラス	13%	87%
その他紙	4%	96%
ペットボトル	0%	100%
その他プラ	3%	97%

資料：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

#### 指定法人への平成22年度再商品化委託単価

ガラスびん			ペットボトル	紙製容器包装	プラスチック製 容器包装
無色	茶色	その他			
3.8円/kg	5.3円/kg	9.5円/kg	4.2円/kg	16.0円/kg	53.2円/kg

資料：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

#### 市町村負担予定額の算出方法

市町村の収集見込み量の全量を指定法人に引き取り申し込みをした場合、市町村負担額（指定法人に支払う額）は以下のように算出される。

$$\boxed{\text{【市町村負担額】} = \text{【引き取り申し込み量】} \times \text{【市町村負担割合】} \times \text{【委託単価】}}$$

資料：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会



品目名	年度	年度別年間 分別収集 見込量 (トン)	年度別年間 分別収集量 (トン) [括弧内は前年度比]	年度別年間 再商品化量 (トン)	年度別年間 再商品化率	年度別分別収集 実施市町村数	全市町村に対する 実施率	年度別の分別収集 対象人口 (万人) [括弧内は人口カバー率]
スチール製容器	20	314,161	249,294 (0.91倍)	244,412	98.0%	1,780	98.9%	12,566 (98.3%)
	19	388,507	275,353 (0.90倍)	270,312	98.2%	1,795	98.8%	12,567 (98.4%)
	18	388,178	304,578 (0.92倍)	299,058	98.2%	1,793	98.1%	12,543 (98.2%)
	17	522,123	329,535 (0.91倍)	321,245	97.5%	1,826	99.0%	12,573 (98.4%)
	16	515,802	362,207 (0.92倍)	355,106	98.0%	2,995	98.1%	12,416 (97.3%)
	15	507,815	393,650 (0.94倍)	387,875	98.5%	3,116	98.8%	12,555 (98.5%)
	14	620,045	419,667 (0.91倍)	415,364	99.0%	3,123	96.5%	12,438 (97.7%)
	13	598,648	461,357 (0.95倍)	450,229	97.6%	3,104	95.6%	12,357 (97.3%)
	12	576,461	484,752 (1.03倍)	476,177	98.2%	3,065	94.9%	12,282 (96.9%)
	11	636,099	471,127 (1.00倍)	456,892	97.0%	2,625	80.7%	11,556 (91.8%)
アルミ製容器	20	149,266	124,003 (0.98倍)	121,843	98.3%	1,780	98.9%	12,585 (98.4%)
	19	165,588	126,334 (0.94倍)	124,398	98.5%	1,799	99.1%	12,586 (98.5%)
	18	162,226	134,458 (0.96倍)	132,091	98.2%	1,800	98.5%	12,554 (98.3%)
	17	179,393	139,535 (1.00倍)	137,015	98.2%	1,827	99.1%	12,460 (97.5%)
	16	175,560	139,477 (1.00倍)	137,905	98.9%	2,988	97.9%	12,411 (97.2%)
	15	170,742	139,321 (0.96倍)	137,055	98.4%	3,108	98.5%	12,548 (98.5%)
	14	189,519	145,789 (1.03倍)	144,101	98.8%	3,130	96.8%	12,432 (97.6%)
	13	181,111	141,408 (1.04倍)	137,753	97.4%	3,112	95.9%	12,360 (97.4%)
	12	172,889	135,910 (1.06倍)	132,386	97.4%	3,078	95.3%	12,296 (97.0%)
	11	187,025	128,541 (1.06倍)	124,690	97.0%	2,647	81.4%	11,577 (92.0%)
段ボール製容器	20	752,101	553,615 (0.95倍)	550,338	99.4%	1,820	90.0%	11,162 (87.3%)
	19	739,893	583,195 (1.00倍)	579,892	99.4%	1,627	89.6%	11,366 (89.0%)
	18	724,537	584,312 (1.05倍)	580,229	99.3%	1,588	86.9%	10,904 (85.4%)
	17	679,224	554,820 (1.01倍)	549,464	99.0%	1,551	84.1%	10,449 (81.2%)
	16	660,852	547,149 (0.99倍)	542,163	99.1%	2,391	78.3%	10,155 (79.6%)
	15	641,117	554,309 (1.10倍)	538,043	97.1%	2,446	77.5%	10,250 (80.4%)
	14	486,107	502,903 (1.12倍)	498,702	99.2%	2,105	65.1%	9,169 (72.0%)
	13	458,519	448,855 (1.18倍)	438,598	97.7%	1,942	59.8%	8,515 (67.1%)
	12	434,888	380,290 -	372,576	98.0%	1,728	53.5%	7,735 (61.0%)
	11	25,207	15,070 (0.91倍)	14,965	99.3%	1,390	77.2%	11,101 (86.8%)
飲料用紙製容器	19	29,096	16,586 (1.04倍)	16,327	98.4%	1,405	77.4%	11,058 (86.6%)
	18	27,677	15,921 (0.98倍)	15,735	98.8%	1,355	74.2%	10,761 (84.3%)
	17	28,352	16,320 (1.03倍)	15,956	97.8%	1,344	72.9%	10,304 (80.6%)
	16	26,857	15,807 (0.95倍)	15,402	97.4%	1,966	64.4%	9,988 (78.3%)
	15	24,911	16,636 (1.06倍)	15,742	94.6%	2,031	64.4%	10,069 (79.0%)
	14	35,502	15,696 (1.19倍)	15,358	97.8%	1,849	57.2%	9,438 (74.1%)
	13	31,514	13,136 (1.05倍)	12,435	94.7%	1,756	54.1%	9,004 (70.9%)
	12	28,065	12,565 (1.31倍)	12,071	96.1%	1,599	49.5%	8,756 (69.1%)
	11	36,626	9,574 (1.07倍)	9,416	98.3%	1,176	36.2%	6,904 (54.9%)
	10	30,072	8,939 (1.35倍)	8,670	97.0%	1,111	34.1%	6,863 (54.7%)
9	23,028	6,644 -	6,419	96.6%	993	30.5%	5,431 (43.4%)	
合 計	20	3,340,717	2,776,634 (0.98倍)	2,699,605	97.2%	-	-	-
	19	3,456,891	2,819,611 (1.00倍)	2,747,173	97.4%	-	-	-
	18	3,383,677	2,811,293 (1.03倍)	2,734,460	97.3%	-	-	-
	17	3,643,250	2,731,836 (1.03倍)	2,645,388	96.8%	-	-	-
	16	3,427,713	2,657,803 (1.01倍)	2,580,780	97.1%	-	-	-
	15	3,193,868	2,626,089 (1.08倍)	2,538,016	96.6%	-	-	-
	14	3,278,075	2,429,560 (1.05倍)	2,367,721	97.5%	-	-	-
	13	3,013,827	2,303,034 (1.10倍)	2,211,025	96.0%	-	-	-
	12	2,650,056	2,103,213 (1.45倍)	1,994,612	94.8%	-	-	-
	11	1,986,961	1,450,822 (1.05倍)	1,375,661	94.8%	-	-	-
10	1,820,535	1,383,022 (1.11倍)	1,315,218	95.1%	-	-	-	
9	1,543,999	1,249,418 -	1,175,189	94.1%	-	-	-	

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。  
 ※ 「プラスチック製容器包装」とは白色トレイを含むプラスチック製容器包装全体を示す。  
 ※ 白色トレイの実施市町村数は白色トレイのみ分別収集している市町村数を示す。  
 ※ 平成21年3月末時点での全国の総人口は12,786万人。  
 ※ 平成21年3月末時点での市町村数は1,800(東京23区を含む)。  
 ※ 「年度別年間分別収集見込量」、「年度別年間分別収集量」及び「年度別年間再商品化量」には市町村独自処理量が含まれる。  
 ※ \*印のデータは昨年発表したデータに修正があったため、この結果を反映したものである。

資料：環境省

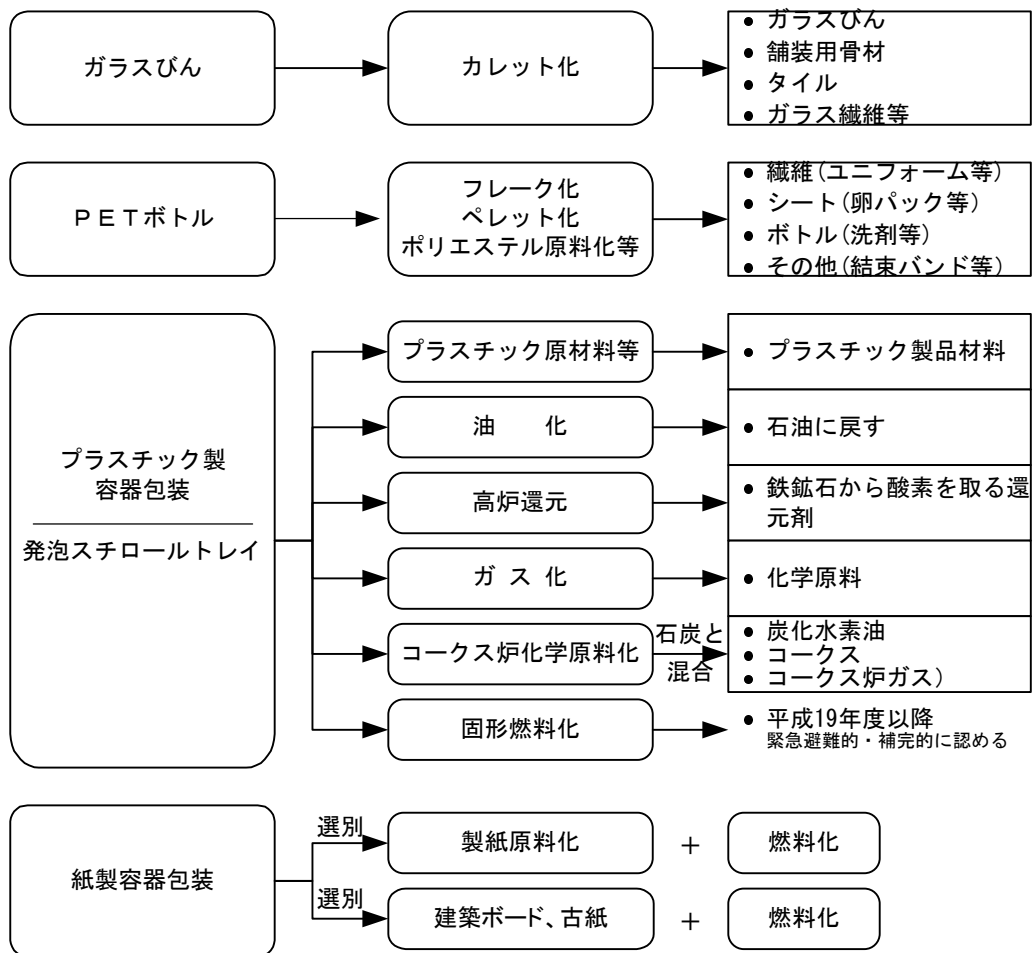
### 3. 3 再商品化の手法

#### 【容器包装リサイクル法における「再商品化」の定義】

- ・分別基準適合物を、自ら製品の原材料として利用すること、又は製品としてそのまま使用すること。
- ・分別基準適合物を、製品の原材料として利用する者、又は製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡しうる状態にすること。

#### 【再商品化の手法】

容器包装リサイクル法に基づいて容器包装リサイクル協会が行う再商品化の手法は、下表のとおり。各手法は、経済産業省の産業構造審議会等で決定される。



資料：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

#### 4. 容器包装廃棄物の分別基準の概要

容器包装の種別	共通基準	形状又は状態	他の素材の特記	ふた
主として鋼製の容器包装に係る物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。</li> <li>○ 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗浄されていること。ただし、高圧ガスを充てんする容器にあつては、この限りではない。</li> <li>○ 圧縮されていること。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高圧ガスを充てんする容器にあつては、充てんする物、ふた及び噴射のための押しボタン（除去することが容易な物に限る。）が除去されていること。</li> </ul>
主としてアルミニウム製の容器包装に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗浄されていること。</li> <li>○ 色別に区分されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主として結晶化ガラス製の物が混入していないこと。</li> </ul>
主として段ボール製の容器包装に係る物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 容器包装以外のものが付着し、又は混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 圧縮されていること。</li> <li>○ 濡れていないこと。</li> </ul>	-	-
主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗浄され、乾燥されていること。</li> <li>○ 切り開かれ、又は圧縮されていること。</li> </ul>	-	-
主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結束され、又は圧縮されていること。</li> <li>○ 濡れていないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主として段ボール製の容器包装及び主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 紙製のふた以外のふたが除去されていること。</li> </ul>
主としてプラスチック製の容器包装であつて、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗浄されていること。</li> <li>○ 圧縮されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。</li> </ul>
主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 圧縮されていること。ただし白色の発泡スチロール製食品トレイのみの場合にあっては、この限りではない。</li> <li>○ 白色の発泡スチロール製食品トレイのみの場合にあっては、洗浄され、乾燥されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。</li> </ul>

## 5. 用語解説

一般廃棄物	「廃棄物処理法」第2条第2項に規定されている一般廃棄物で、産業廃棄物以外の家庭ごみ等をいう。
産業廃棄物	「廃棄物処理法」第2条第4項に規定されている廃棄物で、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定めるものをいう。
容器包装廃棄物	商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要となる物をいう。ビン、缶、レジ袋、包装紙、ラップ等が該当する。
分別収集	ごみを分別して収集し、必要に応じて選別、圧縮、梱包してリサイクルしやすい状態にすることをいう。
再商品化	分別収集された容器包装廃棄物を製品（再生紙を用いたトイレットペーパーなど）の原材料として使用したり、製品としてそのまま利用すること並びに製品の原材料又は製品として利用するものに有償または無償で譲渡できる状態にすることをいう。
分別基準適合物	市町村が、容器包装リサイクル法第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物の種類ごとに性状、ロット等を定めた基準をいう。
法第2条第6項指定物	市町村が分別収集すれば有償又は無償で引き取りされることが明らかで、再商品化をする必要がない物として、主務省令で定める物をいう。 主務省令で定める物 主として鋼製の容器包装にかかる物 主としてアルミニウム製の容器包装にかかる物 主として段ボール製の容器包装にかかる物 主として紙製の容器包装であって、飲料を充填するための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）
特定事業者	①容器の製造業者、②容器を使用して製品を作る業者、③販売するとき商品を包装する業者、④容器包装に入った製品の輸入業者など再商品化の義務を負う業者をいう。
指定法人	民法34条の規定による法人、すなわち財団法人または社団法人であって、主務大臣が分別基準適合物を適正かつ確実に行えると認めたものをいう。また、指定法人に対しては、適正かつ確実な再商品化業務を行うことを確保するため、再商品化業務規定の許可、事業計画の許可、業務の休停止の制限などの規定を設けている。 特定事業者からの義務履行の委託を受けて、市町村が分別収集した分別適合物の再商品化を行う者として公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が主務大臣の指定を受けている。

## 6. リサイクルマークの豆知識

マーク	名称	目的等
	アルミ缶製品の識別マーク	○ 資源有効利用促進法に基づいて、アルミ飲料缶に表示。
	スチール缶製品の識別マーク	○ 資源有効利用促進法に基づいて、飲料用スチール缶に他の缶と区別するために表示。
	ペット樹脂製品の識別マーク	○ 資源有効利用促進法に基づいて、ペット樹脂を原料とした製品に表示。
	紙製容器包装識別マーク (段ボールを主とするものとアルミ不使用の飲料用紙容器を除く)	○ 資源有効利用促進法に基づいて、紙製の容器や包装に表示。
	プラスチック製容器包装 識別マーク	○ 資源有効利用促進法に基づいて、プラスチック製の容器や包装に表示。
	紙パックマーク	○ 飲料メーカーによる紙パックリサイクルの普及・啓発を目的として飲料用紙容器（アルミ利用を除く）に表示。
	段ボールのリサイクル推進 シンボル	○ 国際段ボール協会が定めた（2000年6月制定）国際的に共通な段ボールのリサイクル・シンボル。
	充電式乾電池の 材質識別マーク Ni-Cd：ニカド電池 Ni-MH ニッケル水素電池 Li-ion：リチウムイオン電池 Pb：小型シールド鉛蓄電池	○ 資源有効利用促進法に基づいて、充電式乾電池に表示。 ○ マークの下にあるアルファベットにより電池の種類を表示。 ○ 充電式電池リサイクル協力店の電池回収ボックスで回収。



マーク	名称	目的等
	一般缶材質表示マーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者が分別排出するときに、スチール缶であることが簡単にわかるように、業界で自主的に材質表示。</li> </ul>
	エコマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境を汚さない、環境を改善できる環境保全商品に表示。</li> <li>○ 環境省の指導のもと、「環境的により良い商品」を推奨しようとするもの。</li> </ul>
	ガラスびんリターナブルマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本ガラスびん協会が統一規格びんとして認定したリターナブルびんに表示。</li> </ul>
	グリーンマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古紙を再利用した製品に表示。</li> <li>○ 古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として制定したマーク。</li> </ul>
	牛乳パック再利用マーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛乳パックを原料にして作られた商品に表示。</li> <li>○ 環境に配慮した製品であることを表す全国統一のマーク。</li> </ul>
	アールマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古紙配合率を示すマークで、古紙配合率が容易にわかる表示のこと。(R100は古紙配合率100%を意味する。)</li> </ul>
	PETボトルリサイクル推奨マーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ PET ボトルのリサイクル品を使用した商品に表示。</li> </ul>
	統一美化マーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲料容器の散乱防止、リサイクルの促進を目的に制定されたもので、散乱防止を象徴するマーク。</li> </ul>

## 7. 容器包装リサイクル関係団体一覧

### ○容器包装リサイクル法第21条第1項に規定する指定法人

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政互助会琴平ビル 2階

電話 03 (5532) 8591/8558 FAX03 (5532) 9698

URL : <http://www.jcpra.or.jp/>

### ○有償指定されている分別基準適合物（スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器、段ボール）について、引き取り等の体制を用意している団体

(スチール製容器)

スチール缶リサイクル協会

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-16-3 日鐵木挽ビル 1階

電話 03 (5550) 9431 FAX03 (5550) 9435

URL : <http://www.steelcan.jp/>

(アルミ製容器)

アルミ缶リサイクル協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-13-13 ア-プ°センタービル 3階

電話 03 (3582) 9755 FAX03 (3505) 1750

URL : <http://www.alumi-can.or.jp/>

(飲料用紙製容器)

飲料用紙容器リサイクル協議会（全国牛乳容器環境協議会）

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館

電話 03 (3264) 3903 FAX03 (3261) 9176

URL : <http://www.yokankyo.jp/>

(段ボール)

段ボールリサイクル協議会（日本段ボール工業組合連合会）

〒104-8139 東京都中央区銀座 3-9-11 紙パルプ会館

電話 03 (3248) 4853 FAX03 (5550) 2101

URL : <http://www.danrikyo.jp/>

### ○リサイクルに関する総合的な調査研究、情報提供等を行っている団体

(財) クリーン・ジャパン・センター

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目 9-20 第16興和ビル北館 6階

電話 03 (6229) 1031 FAX03 (6229) 1243

URL : <http://www.cjc.or.jp/>

(財) 廃棄物研究財団

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 8階

電話 03 (5638) 7161 FAX03 (5638) 7164

URL : <http://www.jwrf.or.jp/>

(社) 食品容器環境美化協会

〒103-0023 東京都港区芝浦 2-15-16

電話 03 (5439) 5121 FAX 03 (5476) 2883

URL : <http://www.kankyobika.or.jp/>

(社) 全国都市清掃会議

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-3-11 IPB お茶の水 7階

電話 03 (5804) 6281 FAX03 (3812) 4731

URL : <http://www.jwma-tokyo.or.jp/>

(財) 日本環境衛生センター

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6

電話 044 (288) 4896 FAX044 (299) 2294

URL : <http://www.jesc.or.jp/>

○各種リサイクルの推進を目的として設立されている団体、容器包装廃棄物のリサイクルに関する業界団体等

(ガラスびん)

ガラスびんリサイクル促進協議会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-15 田中田村町ビル 8階

電話 03 (3507) 7191 FAX03 (3507) 7193

URL : <http://www.glass-recycle-as.gr.jp/>

(ペットボトル)

PET ボトルリサイクル推進協議会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル 2階

電話 03 (3662) 7591 FAX03 (5623) 2885

URL : <http://www.petbottle-rec.gr.jp/>

(その他のプラスチック製容器包装)

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-21 日本酒造会館 3 階

電話 03 (3501) 5893 FAX03 (5521) 9018

URL : <http://www.pprc.gr.jp/>

(その他の紙製容器包装)

紙製容器包装リサイクル推進協議会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-21 日本酒造会館 3 階

電話 03 (3501) 6191 FAX03 (3501) 0203

URL : <http://www.kami-suisinkyo.org/>

(プラスチック一般)

(社) プラスチック処理促進協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友六甲ビル 7 階

電話 03 (3297) 7511 FAX03 (3297) 7501

URL : <http://www.pwmi.or.jp/>